

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化の加速は、地域の経済活動や社会保障機能の維持に支障をきたすなど、子育て世代に関わらず、全ての国民に影響を及ぼす喫緊の課題となっている。

国においては、本年6月「こども未来戦略方針」を閣議決定し、今後3年間で取組む具体的政策について加速化プランとして示され、各種施策については現在、法制化に向けた準備や制度設計等の具体化について検討が進められているところである。

加速化プランには都市自治体に関わる施策が多く盛り込まれており、それぞれの自治体が計画的に取り組めるよう、制度やそれを担う人材、財源を充実するなど、実効性のある展開ができるような仕組みとする必要がある。

については、国は、加速化プランの実現に向け、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることのできる社会が構築されるよう、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 「こども未来戦略方針」の加速化プランには、都市自治体を通じて実施される施策も多く、その具体化に当たっては、実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで検討を進めること。
2. こども・子育て政策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないように、国の責任において、地方財源も含めて確実に確保すること。
また、こども・子育て政策の強化には、地域の実情に応じてこれまで進められてきた自治体独自の取組と協調して実施していくことが効果的であり、現場の自治体が計画的にサービス等を提供できるよう安定的な地方財源を確保すること。
3. 「こども未来戦略方針」に示された児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、都市自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。

4. 保育士の職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度（仮称）の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できるような制度にすること。

5. 保育所等における障害児等特別な配慮を要するこどもに対する十分な支援体制を確保するため、安定的に専門人材を確保することや施設の整備等に係る補助事業を拡充すること。

また、経済的に困難なこどもや家族に対して総合的な対策を実施していくため、財政措置はじめ必要な支援を推進すること。

6. こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止については、国民健康保険における他の制度等に支障を生じさせることなく、早期に実施すること。

また、我が国の将来を担うこどもたちが必要な医療サービスを公平に受けられるよう、国として、こども医療費助成に関する全国一律の保障制度を創設すること。

以上決議する。

令和5年11月15日

全 国 市 長 会